

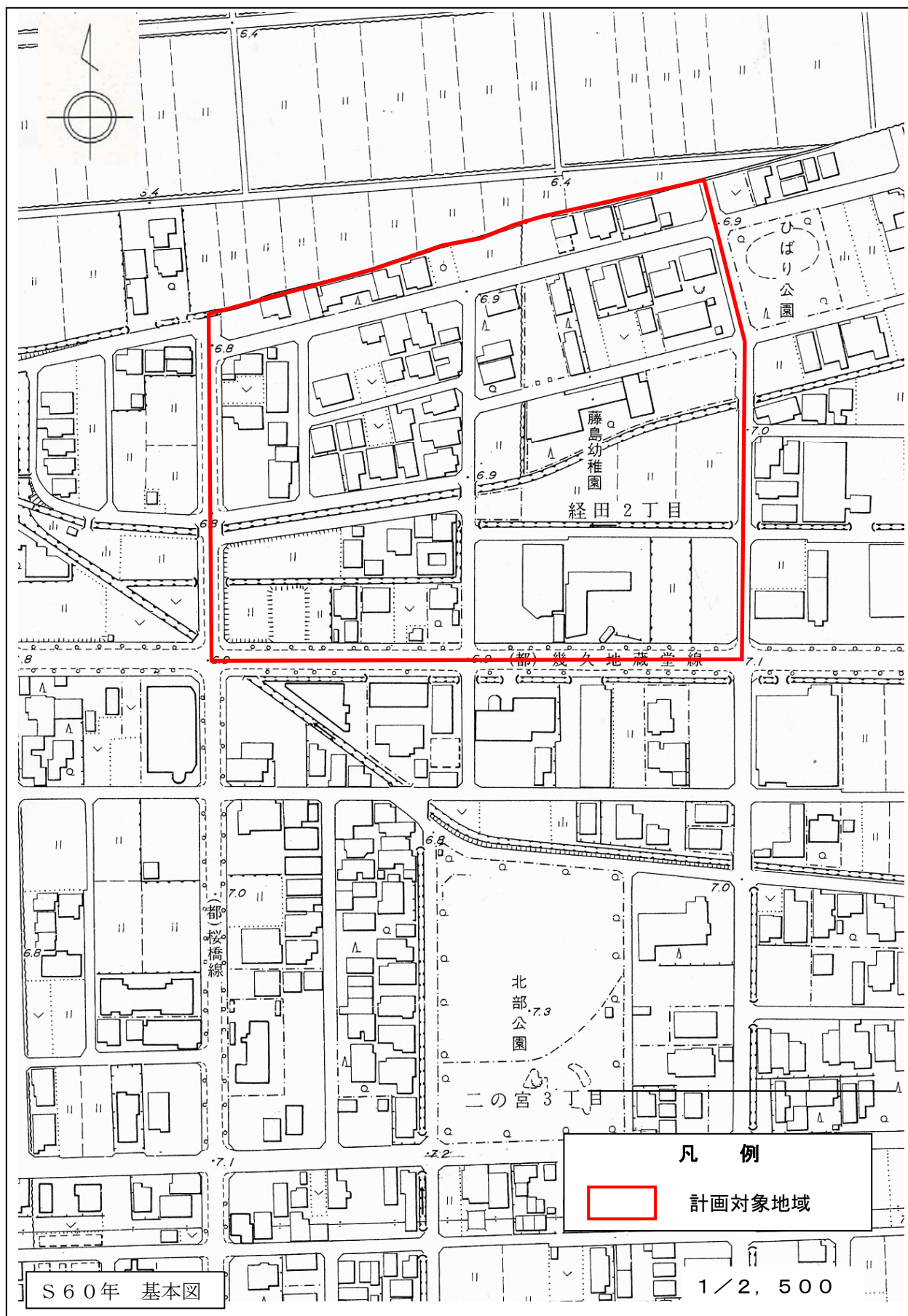
1 活動計画書

「経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり協議会」活動計画書(概要)

協議会の活動方針	本地区は、福井市市街地北部の文教施設と灯明寺の田園地帯に囲まれた場所に位置し約40年前の土地区画整理事業により基盤整備が行われた地区である。 南側の（都）幾久地藏堂線（通称「さん通り」）と西側の（都）桜橋線の主要道路に面したところは、低層の事務所や店舗が連続し、北側はオープンスペースとなった田園地帯を背景に、閑静で自然豊かな住環境を有し、戸建住宅、低層の共同住宅を中心とした落ち着いた住宅地が形成されている。 「経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり協議会」は、この地域において、地域住民等が主体となり、将来に渡って、安全で安心でしかも魅力ある「文化の香り高い」住みやすいまちづくりを実現するため、当地区の地域住民等と、身近なまちづくり活動を行う者が協力し、以下の活動方針を定める。 1. （都）幾久地藏堂線（通称「さん通り」）に面する商業地（第一種住居地域）と北側の住宅地（第一種中高層住居専用地域）の共存を図り安全で安心出来る、落ち着いた住みやすい環境を維持する。 2. 目的達成のため、地域住民等に広く意見を求め、今後の将来像等を定めたまちづくり計画を作成する。 3. まちづくり計画書の実現のため、地区計画やまちづくり協定書等の案を作成し福井市へ申し出る。 4. 周辺地域との調和に努め、地区内の緑化を推進し、子供が伸び伸びと育つ環境を作る。 5. 周辺文教施設の利用と連帯に努め、地区の将来像に即した施設などの誘致を図る。 6. 将来に渡ってまちづくりが持続するよう、継続的な活動に努める。
区域の面積	約4. 7ha

2 計画対象地域図

(区 域 図)



3 活動実績書

「経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり協議会」活動実績書（概要）

（１）組織の設立経緯

平成１９年１月７日の経田二丁目第一自治会の総会において「平成１９年度３月末に制定される予定の福井市の身近なまちづくり推進条例に従い身近なまちづくりを行う協議会を発足させたい」という「緊急動議２号案件」が提案され、賛成多数で可決された。

その結果を基に経田二丁目第一自治会の地域住民により「経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり基本計画協議会」が平成１９年１月２８日に発足。役員は第一自治会会員と地権者及びまちづくりの活動を行う者の中から互選で１２名が選ばれた。

（２）これまでの活動経過

以下の日程で、協議会、アンケート及び説明会、住民への広報、勉強会などを行った。

日 時	種 別	内 容
平成 19 年 1 月 28 日	第 1 回協議会 (役員会)	役員選出、活動方針決定
平成 19 年 2 月 4 日	第 2 回協議会 (役員会)	規約作成、情報などの交換、勉強会の開催を決定
平成 19 年 2 月 16 日	第 3 回協議会 (全体勉強会)	協議会委員と地域住民の有識者を集めて福井市都市計画課にお越しいただき藤島幼稚園を会場として「福井市身近なまちづくり推進条例（案）」の勉強会を行った。（参加者 23 名）
平成 19 年 2 月 25 日	第 4 回協議会 (役員会)	住民アンケート実施に関する打ち合わせ
平成 19 年 2 月末～ 3 月初旬	アンケート	「身近なまちづくり基本計画（案）」作成のための住民アンケートを自治会会員、地権者、藤島幼稚園 PTA 等、地域のまちづくりに関わる人達に対して実施した。
平成 19 年 3 月 4 日	第 5 回協議会 (役員会)	アンケート集計結果等の検討会
平成 19 年 3 月 9 日	第 6 回協議会 (役員会)	「まちづくり基本計画（案）」の検討
平成 19 年 3 月 18 日	第 7 回協議会 (役員会)	住民アンケートに基づき「まちづくり基本計画（案）」を作成、住民地権者合同説明会を行うことを決定。住民及び地権者へのアンケート依頼と説明会案内文及びたたき台としての「まちづくり基本計画（案）」の発送準備を行った。

平成 19 年 4 月 1 日	第 8 回協議会 (全体説明会)	第一回住民地権者合同説明会を、藤島幼稚園を会場として実施した。(参加者 34 名) 説明会資料「まちづくり基本計画(案)」に対するアンケートも併せて実施。
平成 19 年 4 月 19 日	第 9 回協議会 (役員会)	第一回住民地権者合同説明会のアンケート結果と会場での意見内容を審議して「まちづくり基本計画(案)」を修正。説明会の報告内容を検討。 また、福井市の条例制定に伴い協議会申請の準備を始めた。
平成 19 年 4 月 19 日	第 10 回協議会 (役員会)	都市計画課に御願いし、3 月市議会で制定され 4 月に施行されたまちづくり推進に関する条例の勉強会を行うことに決定した。
平成 19 年 5 月 19 日	第 11 回協議会 (役員会)	協議会委員を中心に都市計画課に来ていただき「福井市身近なまちづくり推進条例」の説明を受けた。
平成 19 年 7 月 8 日	第 12 回協議会 (役員会)	正式協議会発足及び申請の為の資料や書式などについての打ち合わせを行った。
平成 19 年 10 月 8 日	第 13 回協議会 (役員会)	正式協議会発足のための申請資料の確認や申請時期の打ち合わせを行った。
平成 19 年 10 月 10 日		福井市都市計画課へ「まちづくり組織認定申出書」を提出。
平成 19 年 11 月 24 日	第 14 回協議会 (役員会)	12 月 9 日に総会を開催することを決定。資料、案内文等の準備を行った。
平成 19 年 12 月 9 日	第 1 回総会	第 1 回協議会総会を開催。構成員 64 名中、出席者 59 名(うち委任状 34 名)。 規約、活動計画、役員、予算について承認。

(3) 活動による成果等

これまでの活動により以下のような成果が得られた。

- ①福井市都市計画課との勉強会により福井市のこの地区におけるまちづくりの方針、まちづくりの考え方、条例に関する理解などが得られた。
- ②住民アンケートなどにより、地域の問題や取り組むべき課題が分かった。
- ③多くの住民や地権者の方々がこの地区において将来に渡って受け継がれる街のルールが必要であると感じていることが分かった。
- ④住民主体の勉強会を 1 回、住民のための説明会を 1 回開催することが出来、また住民や地権者、地域企業、まちづくりを行う人達へのアンケート調査を 2 回実施できた。

4 規約

経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり協議会 運営規約

(名称)

第1条 本協議会は、経田二丁目第一自治会地区身近なまちづくり協議会（以下「協議会」という）とする。

(目的)

第2条 本協議会は、経田二丁目第一自治会地区の地域内に住所を有し、事業を営み、及び土地又は建物を有するもの（以下「地域住民等」という）が主体となり、身近なまちづくりに関する活動を行う者と協力し、街並みと自然環境が調和した安全で安心な住み良い魅力的なまちづくりを推進していくことを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、経田二丁目第一自治会地区における地域住民等及び身近なまちづくりに関する活動を行う者で構成し、前条の目的に賛同する者で組織する。

2 組織への入退会は随時可能とし、役員に申し出ることによって行う。

(事業)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の課題やまちづくりの将来像の検討
- (2) 地域住民に対する身近なまちづくり活動の企画・広報及び意見の集約
- (3) まちづくり計画（案）の作成
- (4) 計画の実現に向けた都市計画制度などの案の作成
- (5) 関係機関等との調整
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本協議会には以下の役員をおき、任期は1年とする。但し、再選は妨げないものとする。

代表	1名
副代表	2名
書記	1名
会計	1名
運営委員	若干名

- 2 役員は12名以内とし、うち協力委員として地域外から3名以内を選出する。
- 3 役員の選出は、会員の互選とする。
- 4 各役員は以下の会務を行う。
 - (1) 代表は、会務を統括し、各種の事業を推進する。
 - (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計は、協議会の経費を管理し会計報告書等を作成する。

- (4) 書記は、協議会の議事の記録並びに協議会会場等の確保を行う。
 - (5) 各役員は、代表を補佐すると共に協議会において各種情報、発案などを行う。
- 但し、会務は協議会で承認されれば他の役員が兼務できる。

(会議)

第6条 本協議会には、総会、役員会の会議を置き、必要に応じて勉強会などを開催する。

(総会)

第7条 総会は、年1回開催し、代表が召集する。但し、必要であれば臨時総会を開催することが出来る。

2 議長は役員の中から選出する。

3 総会は、次の事項を審議し決定する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 事業計画の承認

(3) 予算及び決算の承認

(4) 役員の選出

(5) その他、役員会において必要と認めた事項

4 総会は、委任状を含めた構成員の2分の1以上の出席を持って成立する。

5 議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。

(役員会)

第8条 役員会は、原則月1回開催し、代表が召集する。

2 臨時役員会を必要により開催する事が出来る。

3 役員会の議長は代表が務める。

4 役員会は、以下の事項を審議し決定する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の決した事項の執行に関する事項

(3) その他、代表が必要と認めた事項

5 役員会は、2分の1以上の出席を持って成立する。

6 議決は、出席者の過半数の賛成によって決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。

(会計)

第9条 本協議会の会計年度は、1月1日から12月末日までとする。

(所在地)

第10条 本協議会の事務局は代表の住所に置く。

第11条 この規則に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は役員会で定める。

付則1 この協議会は平成19年12月9日から施行する。

5 構成員名簿（内訳） 12月9日現在

・地域に居住する者	49名
・事業を営む者	10名
・土地や建物を所有する者	4名
・まちづくりの活動を行う者	1名（地区外参加者）
計	64名（地域住民等※ 63名）
〔その他、賛同者名簿あり	7名〕

※地域住民等：地域内に住所を有し、事業を営み、及び土地又は建物を所有するもの

6 計画対象区域において地域住民等の多数の支持を得ていることを示す書類

○協議会で把握している地域住民等※の数 102名 〔住民及び地権者リストより〕

（住所を有する者、事業を営む者の数は、外見上の1居宅、1事業所を1名として算出した。）

◎支持を得ていると考えられる数	70名
・構成員のうち、※地域住民等の数	63名 〔構成員名簿より〕
・構成員以外の賛同者	7名 〔賛同者名簿より〕

【活動の周知状況】

・アンケート（2月）	配布数	95名（回収17名）
・説明会（4月1日）	案内数	100名（参加者34名）

7 その他

(1) アンケート集計結果

・実施期間：2月末～3月初旬（自由記述形式）

《内訳》 17名・・・記名あり12、記名なし5

（地権者2、自治会員11、不動産管理会社2、藤島学園PTA2）

○提案内容を、

(A) 規制・マンション・サン通り

(B) 用水・幼稚園周辺・住宅地

(C) インフラ・環境美化一般・公共施設に分類し集計した。

[結 果]

(A) 規制

高さ制限が必要との意見	4	サン通り5階、その他は3～4階 通学路の安全性から高さ制限必要 中層（3階まで） 高層マンションは7階位
規制に一部反対	1	大規模建築物のみを対象にすべき 地権者の意見は最大限に尊重すべき

マンション

駐車場の設置(十分な台数)	3	
戸数の2倍必要	2	
駐車場の柵の規制	1	
道路から下げて建設を	1	災害時の危険防止のため
隣接地への影響がないように	1	
街並みに調和した規模で	2	

サン通り

商業ゾーン中心	4	
業種など一部規制必要	3	騒音、悪臭の伴う店舗はよくない
ミニ文化ゾーンも	2	
自転車専用レーン	1	
歩道をもう少し広く	1	

歩道に緑地帯を設ける	1	
(B) 用水		
用水跡地を整備	7	
用水に蓋や手摺を	3	住民が安全に安心して歩ける環境
遊歩道に	3	
自転車道に	1	
せせらぎ、ビオトープ	4	
緑化、花壇	4	
公園に（施設が必要）	2	遊具や休める場所、トイレ
幼稚園周辺		
安全な環境	2	物陰を作らせない
自然環境に興味や関心を	1	
住宅地		
隣地の壁面後退	1	
街並みに調和した色合い	1	
2 階せいぜい 3 階	1	
(C) インフラ		
すべての電線埋没設置	1	
雪対策、交通対策	1	高齢者に対して優しい街
環境美化一般		
景観に配慮したゴミ収集庫	1	
公園の充実	2	
統一したイメージ	2	自治会のシンボル木、花 用水跡地を街づくりの象徴に
店舗の大形看板の規制	1	
公共施設		
文化施設	2	ミニ図書館、ミニ博物館

(2) 平成18年度経田二丁目第一自治会総会報告(抜粋)

○日 時 平成19年1月7日(日)

○議案内容

平成19年3月議会で「(仮)身近なまちづくり推進条例」が福井市条例として審議され制定されることになっている。経田二丁目第一自治会としてはこの条例制定に合わせ今後この自治会地区内でおきてくる建築物などの問題を解決するため「経田二丁目第一自治会身近なまちづくり地区計画(案)」を策定したらどうか。自治会としては明確なまちづくりのビジョンを持ち進めていかなければ今までにないような問題が起きてきたとき対処できなくなる。たとえ条例制定が出来なかった時でも自治会として基本的な調停案として提示できるようにしてはどうか。